

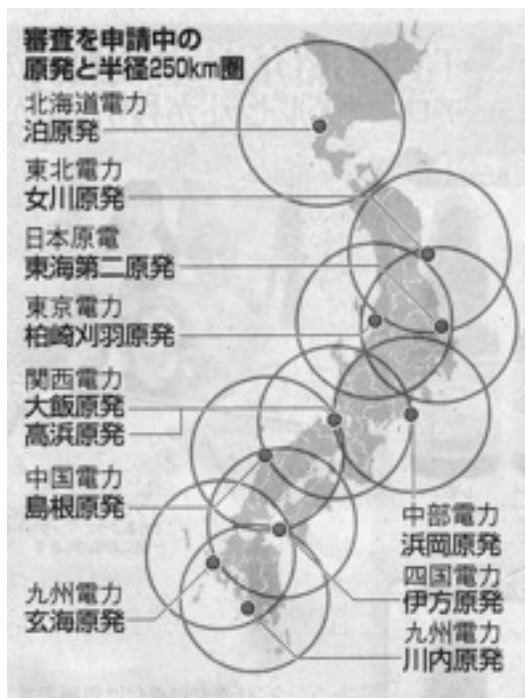
「大飯発電所3号機及び4号機の原子炉を運転してはならない」

司法の転換点に！？

福島原発事故で裁判官の認識は大きく変わった

2012年、最高裁が開いた原発訴訟特別研究会において「福島事故を踏まえ、従来の判断枠組みを再検討する必要がある」などの議論があったと報道されました。裁判所は、もはや電力会社の安全基準に準拠しているかを問うだけでは、安全を保証することは不可能との認識にたどりついたようです。2014年5月21日、福井地裁は大飯原発稼働差止めを認め、判決文に「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」と明言しています。

原発差止め訴訟が各地の原発に広がった今、福井地裁が認めた原発250km圏内を適応すれば、日本国土の大部分をカバーし、大多数の国民が原告として認められることとなります。私たちは原告になれるのです。



判決要旨から抜粋 <http://bit.ly/UUOzMe>

地震動700ガルに関する被告の主張には

「この理論上の数値計算の正当性、正確性について論じるより、現に、全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である。」

原発コストについて

「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことである。」

国富の喪失論に対し

「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である。」

環境問題について

「原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。」

使用済み核燃料プールについて

「我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず、全交流電源喪失から3日を経ずして危機的状態に陥いる。そのようなものが、堅固な設備によって閉じ込められていないままいわばむき出しに近い状態になっている。」

「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような対応が成り立っているといわざるを得ない。」